# 2025年度における国立研究開発法人理化学研究所の 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

国立研究開発法人理化学研究所

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年 法律第50号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品 等の調達の推進に関する基本方針(平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」とい う。)に即して、2025年度における国立研究開発法人理化学研究所(以下「研究所」とい う。)の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方 針」という。)を定める。

#### 1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等(法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。) からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

さらに、障害者就労施設の情報や調達実績例等を調達担当部署に周知することなど により推進に努める。

#### 2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に則するとともに、次のと おり取り組む。

#### (1)調達方針の適用範囲

調達方針は、研究所全ての調達担当部署に適用する。調達担当部署は、「別紙1」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

#### (2)調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、契約事務取扱細則第22条第1項第22号の規定を適用して、障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇

用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮 する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

## (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、研究所に「別紙2」のとおり推進体制を整備し、1の目標達成に向けて、調達の現状を把握し、実績の向上を図るために有益な情報共有を行うほか、必要に応じて、調達担当部署に対し指導・助言等を行う。

- (4)調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法
- ①調達担当部署は、事業年度の決算終了後に、前事業年度の障害者就労施設等から の物品等の調達実績を調達部企画課に報告する。
- ②調達部企画課は、各調達担当部署からの報告を取りまとめ、文部科学省を経由して厚生労働省に報告するとともに、法第7条第1項の規定に基づき、その概要を研究所ホームページに公表する。

別紙1

## 【物品・役務の品目分類】

種別	品 目	具 体 例
物品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品•飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣類・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃·施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機 管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、 資源回収・分別 など

## 【調達先の分類】

就労継続支援 A 型・B 型 障害者総合支援法第5条第14項に規策	<b>セナカ ― 船</b>
企業等での就労が困難な人に、働く場るともに知識及び能力の向上のために必要 う事業所。	を提供すると 要な訓練を行
就労移行支援 障害者総合支援法第5条第13項に規定 企業等への就労を希望する人に、一定期 要な知識及び能力の向上のために必要を 事業所	間就労に必
生活介護 障害者総合支援法第5条第7項に規定る 護を 必要とする人に、昼間、入浴、排沈 助等を行うとともに、創作活動又は生産 を提供する事業所。	世、食事の介
障害者支援施設 障害者総合支援法第5条第11項に規定 支援施設(就労移行支援、就労継続支援 を行うものに限る。)。	
地域活動支援センター 障害者総合支援法第5条第27項に規定 的活動又は生産活動の機会の提供、社 等を行う事業所。	
小規模作業所 障害者基本法第2条第1号に規定する障 社会における作業活動の場として同法第 の規定により必要な費用の助成を受けて	[18条第3項
サ同受注窓口 受注内容を対応可能な複数の障害福祉 業所にあっせん・仲介する業務を行う。	上サービス事
特例子会社 障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用さ 数や割合が一定の基準を満たすものとし 大臣の認定を受けた会社。	
重度障害者多数雇用事業所 重度身体障害者等を常時労働者として多るか継続して雇用している事業主。	多数雇い入れ
在宅就業障害者 自宅等において物品の製造、役務の提供 自ら行う障害者。	共等の業務を
在宅就業支援団体 在宅就業障害者に対する援助の業務等を	を行う団体。

## 別紙2

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

調達の現状把握、実績の向上を図るために有益な情報共有 各調達担当部署に対して指導・助言等の実施 各調達担当部署からの報告等

調達部長

※事務局:調達部 企画課



指導·助言等

## (各調達担当部署)

調達部 和光調達第1課

調達部 和光調達第2課

調達部 筑波調達課

調達部 播磨調達課

調達部 横浜調達課

調達部 神戸調達課